

# 放課後児童クラブ「ナーモ」運営規定

## (目的)

第1条 学校法人御西学園（以下「御西学園」という）が実施する放課後児童クラブ「ナーモ」（以下「ナーモ」という）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

## (運営方針)

第2条 御西学園は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、仏教の教えをもとに「あかるく のびのびと たくましく 思いやりのある子」を目標として、適切なあそび及び家庭的な雰囲気の生活の場を提供し、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等その健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援するものとする。

2 御西学園は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 御西学園は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、「ナーモ」の内容を適切に説明するよう努める。

4 御西学園は、前各項のほか、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第47号。以下「基準条例」という）、放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省通知雇児発0331第34号）に定める内容のほか、関係法令を遵守し、運営を行うものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 放課後児童クラブ「ナーモ」
- (2) 所在地 旭川市春光台3条4丁目7番1号
- (3) 定 員 30名
- (4) 面 積 54.69㎡（児童一人当たり約1.82㎡）

## (対象児童)

第4条 「ナーモ」の対象者は、小学校に就学している1年生から6年生までの児童であって、身の回りのことが自立しており、支援員の援助の範囲内で集団での活動ができる児童とする。

## (通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、高台小学校区、北鎮小学校区、附属小学生とする。ただし、これを超えて事業を実施することを妨げるものではない。

## (入会・退会)

第6条 「ナーモ」に入会及び退会しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて御西学園に提出するものとする。

2 「入会の区分」として「日割」と「月極」を設ける。年度内の区分の変更は原則行わない。

## (入会の承諾)

第7条 「ナーモ」入会の承諾に当たっては、年度毎に次の基準により優先して承諾する。

優先度	基準 1	基準 2
1	月極 認定こども園百華幼稚園に弟妹が在園している児童	① 継続児童 ② 兄弟姉妹が既に入会している ③ 学年の低い順 ④ 保育の必要量が多い
2	月極 認定こども園百華幼稚園の卒園児	① 継続児童 ② 兄弟姉妹が既に入会している ③ 学年の低い順 ④ 保育の必要量が多い
3	月極 1～2 以外の継続児童	① 兄弟姉妹が既に入会している ② 学年の低い順 ③ 保育の必要量が多い
4	月極 1～3 以外の児童	① 学年の低い順 ② 保育の必要量が多い
5	日割	

「月極」は、前月の期日までに費用を添えて利用予定表を提出することとする。「日割」は、継続児童かそうでないかに関わらず「月極」で定員に満たない場合に利用することができ、利用日の先着受付順で、前月の1日から申込ができる。利用日に「ナーモ」が既に定員に達している場合は該当日の待ち順登録となる。

2 「日割」は、「月極」で定員に満たない場合に入会の承諾をすることができる。

3 「月極」で定員に満たない場合、入会の区分に関わらず年度の途中でも随時入会申込を受け付けることができる。

4 入会しようとする児童の世帯において、入会しようとする年度以前において、放課後児童クラブ運営負担金に未納がある場合は、入会の承諾を保留する。

5 「ナーモ」入会者数が既に定員に達している場合は、入会の承諾を保留することができる。この場合、保護者は待ち順登録をすることができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 「ナーモ」の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 1人以上  
補助員 1人以上

(2) 放課後児童支援員(以下、「支援員」という)が行うべき主な職務の内容は次のとおりとし、補助員は支援員の職務を補助するものとする。

職 種	区 分	職務の内容
支援員	児童来所前の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の開錠</li> <li>・ 施設内外の環境確認</li> <li>・ 施設内外の清掃</li> <li>・ トイレ、流し台の清掃</li> <li>・ ごみの排出</li> <li>・ 飲物、おやつ準備</li> <li>・ 引継事項等の確認</li> <li>・ 必要物品、おやつ等の購入</li> <li>・ 玩具や図書等の状態確認、準備</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の点検</li> <li>・学校への文書受領</li> <li>・支援員間の打合せ</li> <li>・出欠状況の確認</li> </ul>
	活動中の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の迎え入れ</li> <li>・出欠確認</li> <li>・児童の健康管理、情緒の把握</li> <li>・児童の安全、衛生管理</li> <li>・全体指導</li> <li>・読み聞かせ等の実施</li> <li>・飲物、おやつを提供</li> <li>・保護者への引渡し</li> </ul>
	児童帰宅後の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内外の片付け、清掃</li> <li>・忘れ物、落とし物の確認</li> <li>・活動日誌の作成</li> <li>・消灯、電気器具等の電源確認</li> <li>・施設の施錠</li> </ul>
	全体業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連絡、確認、情報交換</li> <li>・保護者との連絡、確認、情報交換</li> <li>・施設設備の修繕箇所確認、報告</li> <li>・各種記録の作成</li> <li>・月1回以上のおたよりの作成</li> <li>・必要に応じたおたよりの作成</li> <li>・行事や活動の企画</li> <li>・おやつ代の会計管理</li> <li>・補助員への指導、助言</li> <li>・入会申込、各種届出の受付</li> <li>・こども育成課との連絡、確認</li> </ul>

(開所日及び時間)

第9条 「ナーモ」の開所日及び開所時間は次のとおりとする。

開所日	<p>4月1日から翌年3月31日までの間で、次に定める日を除く日とする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで(年度により変更有)</p> <p>(4) 感染症、災害等による小学校の臨時休業日</p> <p>(5) 8月14日～8月16日(年度により変更有)</p> <p>(6) 新年度受け入れ準備 3月30日・31日(年度により変更有)</p> <p>(7) 休会が適当であると施設長が認めた日</p>	
開所時間	小学校の授業日	児童の下校時から午後6時30分まで
	土曜日 小学校の長期休業期間 小学校行事等の振替休業日	午前8時から午後6時30分まで

2 御西学園は、前項の規定に関わらず、緊急の事情等により、開所日に閉所し、又は開所日以外の日  
に開所することが適当と認められる場合について、開所日及び開所時間を変更することができる。た  
だし、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第10条 「ナーモ」における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の健康管理、情緒の安定
- (2) 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 児童の活動状況の把握
- (4) あそびや活動への意欲と態度の形成
- (5) あそびを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成
- (6) 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助
- (7) 基本的生活習慣の習得への援助及び自立に向けた支援
- (8) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (9) 家庭や地域でのあそびの環境づくりへの支援
- (10) その他、児童の健全育成上必要な活動

(支援の提供につき児童の保護者が支払うべき額)

第11条 支援の提供につき保護者が支払うべき額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入会金(卒園児・在園児の兄弟は免除) 8,000円
- (2) 利用料 月極 夏季(5月~10月) 6,500円  
(おやつ代・教材費を含む) 冬季(11月~4月) 7,500円  
日割<小学校の授業日>  
夏季(5月~10月) 400円  
冬季(11月~4月) 450円  
日割<土曜・長期休業等長時間利用日>  
夏季(5月~10月) 600円  
冬季(11月~4月) 700円
- (3) 保険料(保険会社の規定により変更有) 年額 800円

2 支援の内容により前2項に規定する額のほか、実費を徴収することができる。ただし、あらかじめ  
保護者に周知し、支援の内容及び額について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 保護者は、第1項に定める費用の額について御西学園又は「ナーモ」から請求があった場合は、当  
該額を御西学園又は「ナーモ」が定める期日までに納入しなければならない。

4 「月極」で1か月を単位として利用しない場合にあつては当該月の支払いを必要としないものとす  
るが、翌月も利用がない場合月極は解除となり日割となる。このとき、日割区分がない年度は退会の  
扱いとする。

5 「ナーモ」に納入した費用は原則返金しない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第12条 保護者は、事業の利用に当たり、次に掲げる内容に留意すること。

- (1) 児童の健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などが認められる場合は、速やかに保護者  
に連絡の上、状況によっては利用を中止させる場合があること。
- (2) 当日の利用の有無や帰宅時間等について、必ず事前に「ナーモ」に連絡すること。
- (3) 児童又はその家族の感染症の発生により他の児童に感染する恐れがあると認められる場合は、児  
童に利用の中止を命じることができること。

- (4) 支援の提供に当たり、児童の活動の妨げとなる行為等が確認された場合、その他利用の継続に重大な支障または困難が生じた場合には、利用を中止させる場合があること。
- (5) 災害の発生等やむを得ない事由がある場合は、当日において閉所を決定することができること。
- (6) 学校給食がない日に「ナーモ」を利用する場合は、必ず弁当を持参すること。
- (7) 入会時に提出した書類に変更等が生じた場合は速やかに申し出ること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 「ナーモ」は、急病人が発生した場合、応急的措置をとることができるよう、家庭医薬品等を揃えておくとともに、静養場所を定め、医師との連絡を密に行う。

- 2 児童に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに市、学校、家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 支援により賠償すべき事故が発生した場合は、御西学園は損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 前項に係る補償の体制は、適切な保険への加入等により整備するものとする。
- 6 御西学園は、事故の原因を解明し、再発防止のための措置を講じるものとする。
- 7 その他、緊急時における対応は危機管理マニュアルによることとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害時における対応は危機管理マニュアルによることとする。

- 2 「ナーモ」は、非常災害時に迅速に対応できるよう、避難、救出その他必要な訓練を最低年2回以上行うものとする。

(苦情解決)

第15条 御西学園は、「ナーモ」に係る苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めるとともに、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 御西学園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに改善方法について、苦情申出者に報告する。
- 3 御西学園は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するものとする。

(文書の取扱い)

第16条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱うこととし、事務が円滑かつ適正に行われるように処理する。

- 2 文書は、常に整理し、点検し、正しく保管し、重要なものは非常災害に際し持ち出しができるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとるものとする。

(記録の整備)

第17条 「ナーモ」は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、保存期間は別に定める。

- 2 「ナーモ」は、支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - (1) 育成支援の目標や計画
  - (2) 育成支援の記録
  - (3) 苦情の内容等の記録
  - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (5) 会計に関する記録

(利用者を平等に取り扱う原則)

第 18 条 「ナーモ」は、児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしない。

(虐待等の禁止)

第 19 条 御西学園は、児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - (2) 児童に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
  - (3) その他、児童の権擁護、虐待の防止等のために必要な措置
- 2 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者は、園長円山宗真があたるものとする。
- 3 支援員又は補助員は、児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る、体罰等児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
  - (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
  - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
  - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること
  - (6) 児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
  - (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や児童をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
  - (8) 利用を中止させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
  - (9) 性的な嫌がらせをすること
  - (10) 児童を無視すること

(児童虐待防止法の遵守)

第 20 条 支援員は、児童の虐待が疑われる場合には、児童の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、適宜、関係機関や市に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 21 条 「ナーモ」は、児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 「ナーモ」には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行う。

(感染症対策)

第 22 条 「ナーモ」における感染症又は食中毒の発生防止に努めるものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 23 条 「ナーモ」が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するために、支援員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の構築に努めなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 御西学園及び「ナーモ」は、業務上知り得た児童及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項について、児童又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合のほか、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに書面により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、「ナーモ」利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 支援員及び補助員は、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、支援員及び補助員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(情報開示)

第 25 条 御西学園は、事業の概要、運営方針、財務状況、利用料、職員配置、定員の空き状況等の「ナーモ」の情報について、保護者の適切な選択に資するよう情報の開示に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 御西学園は、常に児童の保護者と密接な連絡をとり、当該児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

- 2 「ナーモ」は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項について、必要に応じて保護者に周知するものとする。

(補則)

第 27 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1、この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 2、この規定は、令和3年11月1日から施行する。
- 3、この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 4、この規定は、令和5年4月1日から施行する。